

令和4年1月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年1月20日(木)

開会 午前 9 時 26 分

閉会 午前 9 時 54 分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

7番 西依 誠 委員 8番 久富 正ノ介 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	13件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	4件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 石松智美

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年1月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしております。

また、本日の議事録署名人には、議席番号7番〇〇〇委員、議席番号8番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては事務局の〇〇氏をお願いいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について7件、10筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について6件、6筆、使用貸借権設定について1件、4筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考慮していた譲渡人から経営規模拡大を考慮していた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の手ををお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模縮小を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第1号、番号3の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退室)

それでは、議案第1号、番号3の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

次に、議案第1号、番号4、番号6の案件につきましては、関連することから一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号4、番号6の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

番号4、番号6の譲受人は同じ世帯で、この世帯の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4、番号6の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4、番号6の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号5の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号5の案件につきましては、令和3年4月の定例委員会で、空き家に付随した特例農地に承認された農地に関する案件でございます。譲受人は非農家で、下限面積要件を満たしておりませんが、空き家に付随した特例農地であり、今後は畑として耕作されていくということで、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(発言する者なし)

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終了します。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号7の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号7の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく、農地法第3条での使用貸借権設定でございます。借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号7の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(発言する者なし)

ないかな。

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号7の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調

書を御参照願います。

別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、議案第1号、番号5の特例農地と関連いたします。

申請地は、譲渡人の亡くなられた親の代に住宅の増築、物置の建築がなされ、親が亡くなられた後は空き家になり、空き家バンクに登録されていました。今回、譲受人への売却が決まり、増築部分は農地転用が必要だったことが判明したため、転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は南側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画については、通帳の写しが添付されております。その他、始末書も添付されております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほどよろしくをお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、立地基準では、第3種農地に立地困難な場合に該当することから、農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

5番委員

5番〇〇です。お尋ねしたいんですけども、経緯としては、65の5という土地にもともと、ここは宅地になっていて、ここに家屋が建築されていて、それを譲渡人の方の親御さんの代のときに、農地である65の24というところに転用せずに増築をされていたというような経緯になっているということなんですかね。

事務局

〇〇委員のおっしゃるとおりで、65の5が宅地になっておりまして、もともとはこちらに住宅が建っていて、その後、増築のときに南側のほうにはみ出た形で増築がされているという状況でございます。

以上になります。

5番委員

5番〇〇です。重ねて質問なんですけれども、65の24に増築した時期がいつごろなのかということと、今回始末書を添付されているってということなんですけど、始末書にはどういっ

た経緯でこうなったということが書かれているのか、簡単でいいので教えてください。

(発言する者なし)

議長

事務局、お願いします。

事務局

すいません、お時間とりました。

建物が増築された時期につきましては、申請者の業者のほうからですけれども、平成12年ごろということで伺っております。その後、平成19年に、今の申請者に相続されている形です。

それで、始末書につきましては、こちら県外の方になりますので、売買に伴い調査を進めるにあたり、こういった事例が発生していることが分かりましたというところで、内容については父がやっていることで深くおわびを申し上げますというところと、農地法を今後遵守していきますので御了承をお願いいたしますというような始末書がついている状況になっております。

以上になります。

議長

ほかに、ございましたら。

(発言する者なし)

よろしいですかね。

それでは、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について13件、22筆でございます。議案第3号、番号1から番号13につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページから9ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により13件、22筆の申出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6ページ、8ページ及び9ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2万3,837平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が20件、2万3,302平方メートル、使用賃借権が1件、535平方メートルとなっております、総合計21件、2万3,837平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人11名、借人8名、申請枚数は11枚となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2,081平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が1件、2,081平方メートル、総合計も同数となっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人2名、借人2名となっており、申請枚数は2枚となっております。

9ページを御覧ください。

このページは、6ページと8ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)、地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が2万5,918平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が21件、2万5,383平方メートル、使用賃借権が1件、

535平方メートルになっており、総合計22件、2万5,918平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人13名、借人10名、申請枚数は13枚となっております。

以上の案件にしましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第3号、番号1、番号4の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次、委員の退席を求めます。

まず初めに、番号1の案件について審議をいたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

それでは、議案第3号、番号1の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

次に、議案第3号、番号4の案件について審議をいたします。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(2番委員退室)

それでは、議案第3号、番号4の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号4の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(2番委員入室)

次に、議案第3号、番号1、番号4を除く案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1、番号4を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認す

ることに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、11ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが5件、8筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、12ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして4件、7筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡が6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員の皆様のお目通し方、よろしくお願いたします。

次に、その他の事項で、委員さんから何かございましたら。

(発言する者なし)

事務局は、どんなですかね。(「ありません」と呼ぶ者あり)

ないですね、それではないようでございますので、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和4年2月18日金曜日、午前9時30分より、本庁の3階大会議室で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____